

平成 29 年度 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修実施要項

第 1 目 的

本事業は、都内公立学校の若手の外国語（英語）科教員（以下「英語科教員」という。）及び都内公立小学校全科教員（以下「小学校教員」という。）を、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る研修を受講させ、最新の教授法を修得させるとともに、派遣先国の文化の理解を深めさせることを通して、派遣教員の指導力を向上させ、都内公立学校の生徒及び都内公立小学校の児童の英語によるコミュニケーション能力の向上に資することを目的とする。

第 2 内 容

1 概要

都内公立中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の若手の英語科教員のうち、派遣先の大学等において英語教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者から選考された教員及び、都内公立小学校の教員のうち、都が指定する英語教育推進リーダーを約3か月間、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関において TESOL 等の英語教授法をはじめとするプログラムの研修を受講させるものである。

2 派遣予定国

派遣予定国は、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア連邦、ニュージーランド、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の5か国のうちの2か国以上とする。

3 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 28 日まで

4 派遣予定期間及び人数

派遣予定者数は 140 名、派遣期間は約 3 か月間とする。

- ・第 1 期派遣 6 月中旬から 8 月下旬まで 90 名程度（うち小学校教員 38 名程度）
- ・第 2 期派遣 7 月下旬から 10 月上旬まで 50 名程度

第 3 外国語（英語）科教員派遣

1 選考対象者の推薦

派遣者の推薦は、下記に示す基準及び方法により行うものとする。

(1) 共通基準

約 3 か月間の海外における生活に耐え得る健康を有するとともに、派遣先の大学等において、英語教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者（おおむね実用英語技能検定準 1 級以上、IELTS 5.5 以上、TOEFL (iBT) 72 以上、TOEIC1095 (L&R785、S&W310) 以上等のいずれかの語学力を有する者とする。）。また、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の向上に貢献する意思を有する者。

(2) 都立学校

推薦基準： 原則として、応募年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）において新規採用教員を除く都採用 9 年目までの教員で、研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者。また、都採用 10 年目以降の教員で、外国語（英語）科の指導において日頃から教科研究の実績があり、本研修の趣旨に照らし校長が適任と認める者については推薦を可とする。なお、過去に本研修に参加した者は対象外とする。

推薦決定者： 各都立学校長

推薦方法： 条件に適合する者の推薦に当たっては、平成 29 年 1 月 31 日（火）から 2 月 15 日（水）

まで（正午厳守）の間に別に指示する様式を教育庁指導部指導企画課（以下「事務局」という。）に提出する。なお、被推薦者が複数いる場合は、推薦順位を付すこと。

(3) 区市町村立学校

<中学校・中等教育学校>

推薦基準： 原則として、応募年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）において新規採用教員を除く都採用 9 年目までの教員で、研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者。また、都採用 10 年目以降の教員で、外国語（英語）科の指導において日頃から教科研究の実績があり、本研修の趣旨に照らし校長及び区市町村教育委員会教育長が適任と認める者については推薦を可とする。なお、過去に本研修に参加した者は対象外とする。

推薦決定者： 区市町村教育委員会教育長

推薦方法

提出者	提出期限	提出先
区教育委員会	平成 29 年 2 月 7 日（火）から 平成 29 年 2 月 17 日（金）まで	事務局
小笠原村教育委員会	平成 29 年 2 月 7 日（火）から 平成 29 年 2 月 17 日（金）まで	事務局
町村教育委員会 （島しょ地区）	平成 29 年 2 月 7 日（火）から 平成 29 年 2 月 15 日（水）まで	教育庁出張所
市町村教育委員会 （島しょ地区を除く）	平成 29 年 2 月 7 日（火）から 平成 29 年 2 月 17 日（金）まで	事務局
教育庁出張所	平成 29 年 2 月 17 日（金）まで	事務局

*推薦に適う者が複数いる場合は、推薦順位を付すこと。

(4) 選考等

都教育委員会は、外国語（英語）科教員派遣候補選考対象者について、選考委員会において選考を行い、派遣者を決定する。

ア 選考方法

都教育委員会は、都立学校長及び区市町村教育委員会教育長から提出された別紙様式により書類選考を行い、派遣者を決定する。

イ 選考結果の通知

都教育委員会は、上記アによる書類選考を行った後、平成 29 年 3 月上旬（予定）に、推薦のあった都立学校長及び区市町村教育委員会教育長に対して、派遣の可否について通知する。

ウ 取消し等

都教育委員会は、派遣者の決定後、派遣者の疾病、非行等の事由により、派遣研修を受講させることが適当でないと判断した場合は、派遣者としての決定の取消し又は研修の中止を命じることができる。

2 派遣研修概要

(1) 派遣前

ア 語学検定試験

派遣者の直近の語学力を判定するため、派遣者は、都教育委員会が実施する語学検定（IELTS を予定）を都教育委員会が指定する日（第 1 期・第 2 期：平成 29 年 4 月下旬予定）に受検する。検定料は、都教育委員会が負担する。

イ 派遣者のオリエンテーション等

都教育委員会は、派遣者を対象に事前オリエンテーション等を開催する。各派遣期の開催日時及び場所については、別途通知する。

ウ 英語教授法に係る検定受検

派遣者は、都教育委員会が実施するケンブリッジ大学英語検定機構の TKT モジュール 3 を受検する。第 1 期派遣者対象の検定及び第 2 期派遣者対象の検定の実施日時については、都教育委員会が別途通知する。なお、受検に係る経費は、本事業において負担する。

エ 管理職による事前の授業評価

派遣者は、派遣前に管理職等による授業評価を受けること。

オ 渡航手続

都教育委員会は、派遣先国が査証を要する場合にはその取得までを含め、派遣者の一切の渡航手続に係る事務を委託により行う。また、都教育委員会は、派遣期間中の死亡時 30,000 千円以上を補償する旅行傷害保険及びインフルエンザ・風邪・けが等の疾病に係る治療費を保証する旅行者疾病保険に派遣者全員を加入させる。なお、旅券に係る手続きは本人が行うものとし、その事務手続きについては別途通知するものとする。

(2) 研修期間中

ア 研修プログラム

(7) 研修実施機関

研修実施機関は、英語を母語又は公用語とする国に所在し、ケンブリッジ大学英語検定機構の認証を得た TKT 又は CELTA を提供する学校、又は AUCC (Association of Universities and Colleges of Canada)、WASC (Western Association of Schools and College) 等の地域認定団体 (regional accrediting association) の認証を得た大学等の高等教育機関とする。

(イ) 研修内容の概要

- ・言語としての英語に関する知識、英語教授の裏付けとなる知識、指導案、指導方法等を盛り込んだ TESOL の修得
- ・TESOL に関連した題材を通してのリーディング、リスニング、スピーキング、ライティングの 4 技能の向上
- ・派遣先国の小中高校等の授業の視察及び現地校教員との意見交換等 など

(ウ) 研修で使用する教材

研修期間中に、都が提供するプログラムを受講する上で使用する教材は、本事業が用意し提供する。

(エ) 研修実施機関において提供される事項

研修実施機関では、インターネットに接続できる PC が使用できる環境を提供する。また、無線 LAN 等により、PC やタブレット機器等のインターネット接続を可能とするサービスを、全ての派遣者に提供する。

イ 定期報告

派遣者は、派遣先国の現地時間の毎週金曜日に翌週の研修予定及び目標等を、毎週月曜日に前週の研修受講状況及び健康状態等を、都教育委員会が指示する者宛てに電子メールにより提出すること。

(3) 帰国後

ア 報告書

派遣者は、帰国後に都教育委員会宛てに報告書を提出すること。報告書の提出様式及び提出期限等は別途通知する。

イ 英語教授法に係る検定受検

派遣者は、都教育委員会が実施するケンブリッジ大学英語検定機構の TKT モジュール 3 を受検する。実施日時については、都教育委員会が別途通知する。なお、受検に係る経費は、本事業において負担する。

ウ 管理職による事後の授業評価

派遣者は、帰国後に管理職等による授業評価を受けること。評価結果については、事前の授業評価

を踏まえ都教育委員会に報告すること。

エ 派遣報告会及びシンポジウム

都教育委員会は、派遣者及び希望参加者を対象に派遣報告会及びシンポジウムを開催する。開催日時及び場所については、別に通知する。

第4 小学校全科教員派遣

1 派遣対象者決定

派遣者の決定は、下記に示す方法により行うものとする。

(1) 派遣対象者

都の指定する英語教育推進リーダー

(2) 区市町村教育委員会による同意

派遣の実施に当たり、都教育委員会は、派遣者の所属する区市町村教育委員会に同意確認を行う。(別途通知する。)

(3) 取消し等

都教育委員会は、派遣者の決定後、派遣者の疾病、非行等の事由により、派遣研修を受講させることが適当でないと判断した場合は、派遣者としての決定の取消し又は研修の中止を命じることができる。

2 派遣研修概要

(1) 派遣前

ア 語学検定試験

派遣者の直近の語学力を判定するため、派遣者は、都教育委員会が実施する語学検定 (IELTS を予定) を都教育委員会が指定する日 (平成 28 年 4 月下旬予定) に受検する。検定料は、都教育委員会が負担する。

イ 派遣者のオリエンテーション等

都教育委員会は、派遣者を対象に事前オリエンテーション等を開催する。各派遣期の開催日時及び場所については、別途通知する。

ウ 英語教授法に係る検定受検

派遣者は、都教育委員会が実施するケンブリッジ大学英語検定機構の TKT モジュール 3 を受検する。検定の実施日時については、都教育委員会が別途通知する。なお、受検に係る経費は、本事業において負担する。

エ 管理職による事前の授業評価

派遣者は、派遣前に管理職等による授業評価を受けること。

オ 渡航手続

都教育委員会は、派遣先国が査証を要する場合にはその取得までを含め、派遣者の一切の渡航手続に係る事務を委託により行う。また、都教育委員会は、派遣期間中の死亡時 30,000 千円以上を補償する旅行傷害保険及びインフルエンザ・風邪・けが等の疾病に係る治療費を保証する旅行者疾病保険に派遣者全員を加入させる。なお、旅券に係る手続は本人が行うものとし、その事務手続については別途通知するものとする。

(2) 研修期間中

ア 研修プログラム

(7) 研修実施機関

研修実施機関は、英語を母語又は公用語とする国に所在し、ケンブリッジ大学英語検定機構の認証を得た TKT 又は CELTA を提供する学校、又は AUCC (Association of Universities and Colleges of Canada)、WASC (Western Association of Schools and College) 等の地域認定団体 (regional accrediting association) の認証を得た大学等の高等教育機関とする。

(イ) 研修内容の概要

- ・言語としての英語に関する知識、英語教授の裏付けとなる知識、指導案、指導方法等を盛り込んだ TESOL の修得
- ・TESOL に関連した題材を通してのリーディング、リスニング、スピーキング、ライティングの4技能の向上
- ・派遣先国の小中高校等の授業の視察及び現地校教員との意見交換等 など

(ウ) 研修で使用する教材

研修期間中に、都が提供するプログラムを受講する上で使用する教材は、本事業が用意し提供する。

(イ) 研修実施機関において提供される事項

研修実施機関では、インターネットに接続できる PC が使用できる環境を提供する。また、無線 LAN 等により、PC やタブレット機器等のインターネット接続を可能とするサービスを、全ての派遣者に提供する。

イ 定期報告

派遣者は、派遣先国の現地時間の毎週金曜日に翌週の研修予定及び目標等を、毎週月曜日に前週の研修受講状況及び健康状態等を、都教育委員会が指示する者宛てに電子メールにより提出すること。

(3) 帰国後

ア 報告書

派遣者は、帰国後に都教育委員会宛てに報告書を提出すること。報告書の提出様式及び提出期限等は別途通知する。

イ 英語教授法に係る検定受検

派遣者は、都教育委員会が実施するケンブリッジ大学英語検定機構の TKT モジュール 3 を受検する。実施日時については、都教育委員会が別途通知する。なお、受検に係る経費は、本事業において負担する。

ウ 管理職による事後の授業評価

派遣者は、帰国後に管理職等による授業評価を受けること。評価結果については、事前の授業評価を踏まえ都教育委員会に報告すること。

エ 派遣報告会及びシンポジウム

都教育委員会は、派遣者及び希望参加者を対象に派遣報告会及びシンポジウムを開催する。開催日時及び場所については、別途通知する。

第5 服 務 等

1 服 務 の 取 扱 い

- (1) 都立学校職員のサービスの取扱いについて、上記第3「2 派遣研修概要」及び第4「2 派遣研修概要」に定める、事前オリエンテーション等及び報告会・シンポジウムは出張とし、語学検定試験、事前・事後の英語教授法に係る検定受検及び派遣期間中の大学等における研修プログラム等の受講については研修とする。また、区市町村立学校職員のサービスの取扱いについては、各区市町村教育委員会の定めるところによる。

派遣期間中のサービスの取扱いは、教育公務員特例法第 22 条第 3 項に基づく研修出張とし、大学等の研修場所を勤務場所とする。派遣期間中は大学等における研修を行うことが勤務であり、都教育委員会からの別段の指示がない限り、大学等で研修を受ける日は正規の勤務時間勤務したものとみなす。大学等で特別な事情による休講等の授業がない日についても、原則として大学の図書館、研究施設、教育関係機関等において英語教授法を習得するために必要な調査研究を行うこと。日本における勤務時間が異なる場合、週休日の変更、若しくは日本の祝日に相当する日におけるプログラムの受講等に際しては、所属校において、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に基づき、適切に処理すること。その他のサービスの取扱いについても同条例等により、適切に処理すること。

- (2) 派遣者は、滞在期間中、東京都を代表する教育公務員として積極的に研修を受講するとともに、日本国民として規律ある言動に努めなければならない。また、教育公務員としてふさわしい服装や身だしなみにも気を配ること。
- (3) 派遣先大学及び滞在先から原則として 100km を超える移動（公共交通機関を利用して片道 1 時間を超える移動）をしないこと。ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等も含め、本事業や派遣先の大学等、ホームステイの受け入れ家庭などに対する不適切な情報発信は厳に行ってはならない。

2 滞在先等

派遣者は、研修期間中、現地の一般家庭へホームステイする。滞在先に関しては、本事業において手配及び経費負担する。なお、やむを得ない場合、現地教育関係機関の保有する寮等へ滞在先がある。

滞在先から大学等の研修実施機関への移動は、徒歩又は公共交通機関等により移動することができる場所になるよう本事業により手配するため、自家用自動車及び自動二輪車での移動は認めない。なお、滞在中の朝昼晩の食事、滞在先と大学等の研修実施機関との移動に要する経費は、本事業において負担する。

3 給与等

派遣期間中の給料及び諸手当等の支給は、原則として次のとおりとする。

支給するもの

給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等
教員特別手当

支給しないもの

給料の調整額、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当

4 旅費

派遣期間中の旅費の支給は、原則として次のとおりとする。支給手続きは、所属校において行う。

支給するもの

国内での事前・事後のオリエンテーション等の旅費、出国当日の出発する空港までの旅費、帰国当日の到着する空港からの旅費、旅券発給申請手数料

支給しないもの

出国後から派遣国への移動に係る経費、派遣国内での移動に係る経費、帰国に際し派遣国から到着する空港までの移動に係る経費

5 代替措置

(1) 都立学校・区市町村立中学校

派遣者の派遣期間中の後補充は、時間講師対応とする。

(2) 区市町村立小学校

派遣者の派遣期間中の後補充なし。

第6 その他

- 1 派遣前に戦争、テロ、自然災害、感染症等が発生した場合、派遣を延期、短縮又は中止することがある。また、派遣中に同様の事態となった場合においても帰国の勧告又は命令を行うことがある。
- 2 本要項の実施に当たり新たに必要となる事項については、その都度、事務局が定める。